

■暴力団員等

■役員に暴力団員等がいる法人

■暴力団員等から

資金の提供を受けた個人・法人

は、買受人になれません。

(民事執行法 71 条 5 号)

入札の際、入札書ごとに
下記の各書面の提出が必要です。

暴力団員等に該当しない旨の**陳述書** (個人・法人を問わず)

※ 入札時に提出がない場合、入札は無効です (追完不可)。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効となる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※ 入札時に提出がない場合、入札は無効です (追完不可)。

※ 住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、個人番号 (マイナンバー) や住民票コードが記載されていないものを提出してください。

※ 入札する日において発行後 3 か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し

(宅地建物取引業者の場合)

※ 有効期限内のものを提出してください。

※ この写しを提出する場合でも、陳述書・住民票・資格証明書の提出は別に必要です。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 6 月 27 日

奈良地方裁判所執行係

裁判所書記官 森 田 朋 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 18 日から 令和 7 年 7 月 25 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 8 月 1 日 午前 10 時 00 分 場 所 奈良地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 8 月 22 日 午前 10 時 00 分 場 所 奈良地方裁判所執行係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地ですので、①権限を有する行政庁の交付した「買受適格証明書」を有する者及び②買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受けの申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 6 月 27 日から当庁物件明細書閲覧室 (1 階執行係窓口前) に備え置きます。	

物 件 目 録

1 所 在 奈良市山町
地 番 1 4 6 番 2
地 目 田
地 積 5 0 5 平方メートル
(現況)
地 目 宅地



物 件 明 細 書

令和 7年 3月27日

奈良地方裁判所執行係

裁判所書記官 豊 川 知 子

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号1】

本件土地につき、売却対象外の建物（いずれも未登記、（イ）居宅、木造かわらぶき2階建、1階約83.6平方メートル、2階約33.5平方メートル（ロ）事務所・倉庫、軽量鉄骨造スレートぶき平家建、約51.7平方メートル（ハ）倉庫、鉄骨造スレートぶき平家建、約52.8平方メートル）のために法定地上権が成立する。

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件土地の現況は農地ではない旨の農業委員会の回答がある。

《 注 意 書 》

- 1 この書面は、現況調査報告書、評価書その他事件記録上表れている事実及びそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したもので



あり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がされる可能性もあります。）。

- 2 記録上に表れた事実等がすべてこの書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点が簡潔に記載されているだけです。したがって、必ず、現況調査報告書、評価書及び「物件明細書の詳細説明」もよく御覧ください。
- 3 買受人が代金納付後に占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については、評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 上記の各種「詳細説明」は、当裁判所の物件明細書閲覧室（1階執行係窓口前）に別にファイルに綴って備え置いているほか、「不動産競売物件情報サイト（BIT）」（<http://bit.sikkou.jp/>）の「お知らせ」メニューにも掲載され、PDFファイルとしてダウンロードすることができます。



物 件 目 録

1 所 在 奈良市山町
地 番 146番2
地 目 田
地 積 505平方メートル
(現況)
地 目 宅地



令和 6 年(ヌ)第 13 号
令和 6 年 9 月 13 日受理
令和 6 年 10 月 24 日提出

現況調査報告書

奈良地方裁判所

執行官 岡田明男 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1	所	在	奈良市山町
	地	番	146番2
	地	目	田
	地	積	505平方メートル



(土地用)

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり			
住 居 表 示	奈良市山町146番地の2 (住居表示未実施)			
土 地	物件1			
現 況 地 目	☒ 宅地（物件 1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐			
形 状	☐ 地図に準ずる図面のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☒ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐			
そ の 他 の 事 項	「その他の事項」のとおり			
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある ☐ 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 [保管開始日 平成 年 月 日			
建 物 (目 的 外 建 物)	☐ ない ☒ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

目的外建物の概況 (物件1関係)		
(イ)	所 在	奈良市山町146番地2
	家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
	種 類	☒ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☐ 事務所
	構 造	木造かわらぶき2階建
	床面積 (概略)	1階 約83.6平方メートル 2階 約33.5平方メートル
	所 有 者	☒ 現所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
	建 築 時 期	☒ 昭和46年ころ ☐ 不明
	建 築 者	☐ 現所有者 ☒ その他の者 (A) ☐ 不明
	そ の 他 の 事 項	「その他の事項」のとおり
(ロ)	所 在	奈良市山町146番地2
	家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
	種 類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☒ 倉庫 ☒ 事務所
	構 造	軽量鉄骨造スレートぶき平家建
	床面積 (概略)	約51.7平方メートル
	所 有 者	☒ 現所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
	建 築 時 期	☒ 昭和43年ころ ☐ 不明
	建 築 者	☐ 現所有者 ☒ その他の者 (B) ☐ 不明
		そ の 他 の 事 項

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

目的外建物の概況 (物件1関係)		
(ハ)	所 在	奈良市山町146番地2
	家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
	種 類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☒ 倉庫 ☐
	構 造	鉄骨造スレートぶき平家建
	床面積 (概略)	約52.8平方メートル
	所 有 者	☒ 現所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
	建 築 時 期	☒ 昭和49年ころ ☐ 不明
	建 築 者	☐ 現所有者 ☒ その他の者 (B) ☐ 不明
そ の 他 の 事 項	「その他の事項」のとおり	
	所 在	
	家 屋 番 号	☐ ない (未登記) ☐
	種 類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☐
	構 造	
	床面積 (概略)	
	所 有 者	☐ 土地所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
	建 築 時 期	☐ 年 月 日ころ ☐ 不明
	建 築 者	☐ 現所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
	そ の 他 の 事 項	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■ 目的物件の現況

1 表札等の表示

- (1) 門扉付近の郵便受けの表示なし
- (2) (ロ)未登記目的外建物の表札の表示「奥本造園、B」

2 目的土地の形状等

- (1) 目的土地は、登記記録上「田」で登記されているが、現況は宅地であった。

執行裁判所が奈良市農業委員会へ照会したところ、非農地で、所有権移転登記のとき買受適格証明書の取得を必要としないが、法務局において地目変更を行なう等然るべき措置を講ずる必要があるとのことである。

なお、平成9年以降に転用許可申請はなく、それ以前は不明とのことである。

転用許可を得る案件であるが、建築から20年以上経過しているとき、法務局で直接地目変更を行なう手続きの相談に応じている。現状回復命令を行なう見込みはなく、第三者のための地上権等権利設定の許可もされていない。大和平野土地改良区（分水受益地）又はその他の土地改良区にも該当しないとのことである。

- (2) 目的土地の地積測量図は管轄法務局に備え付けられてなかったので、地図に準ずる図面、隣接土地の地積測量図(辺長の記載はない)、地番図、目的外建物の建築計画概要書、道路台帳を参考にすると、概ねブロック塀若しくはブロックで囲まれた土地であると思われた。

概測した結果、土地建物位置関係図記載のとおり形状となった。

図上求積を試みたところ、登記記録より1割強大きい地積となった。

ただし、目的土地上には筆界を示すような標識はなく、筆界及び地積の確定は、隣接土地所有者立会いのもと、専門家による測量を要するものと認める。

- (3) 目的土地上に3、4枚目記載のと通りの未登記目的外建物が所在した。

奈良市から固定資産都市計画税額証明書の提示を受けたところ、全て課税されていることが認められた。

課税開始は、(イ)昭和47年、(ロ)昭和44年、(ハ)50年ということだったので、建築年月日は、その1年前とした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

課税当初の納税義務者は、(イ)はA、(ロ)と(ハ)はBであるが、相続により現所有者が納税義務者となっているとのことである。

なお、(ハ)は(ロ)の附属建物として課税されているが、どれが主である建物で、どれが附属建物か、明白でなかったため、評価人と協議の結果、全て独立した未登記目的外建物とした。

(4) 目的土地は、草木が生い茂っており、草木に隠れるようなかたちで、灯籠・石碑等の商品、普通自動車（C名義・平成14年11月29日有効期限満了）が放置されていた（写真⑧参照）。

(5) 草木が生い茂っているため分かり辛いですが、土地建物位置関係図記載のところに関西電力株式会社の電柱が設置されていた。

(6) 前面道路の現況幅員は、土地建物位置関係図記載のとおりである。

西側は国道、東側は市道である旨奈良市役所で聴取した。

ただし、国道は建築基準法の道路であるが、市道は建築基準法の道路でないとのことである。

3 目的外建物の形状等

奈良市から提示を受けた家屋台帳図に従って目的外建物を概測すると、(ロ)と(ハ)の形状等はほぼ一致した。

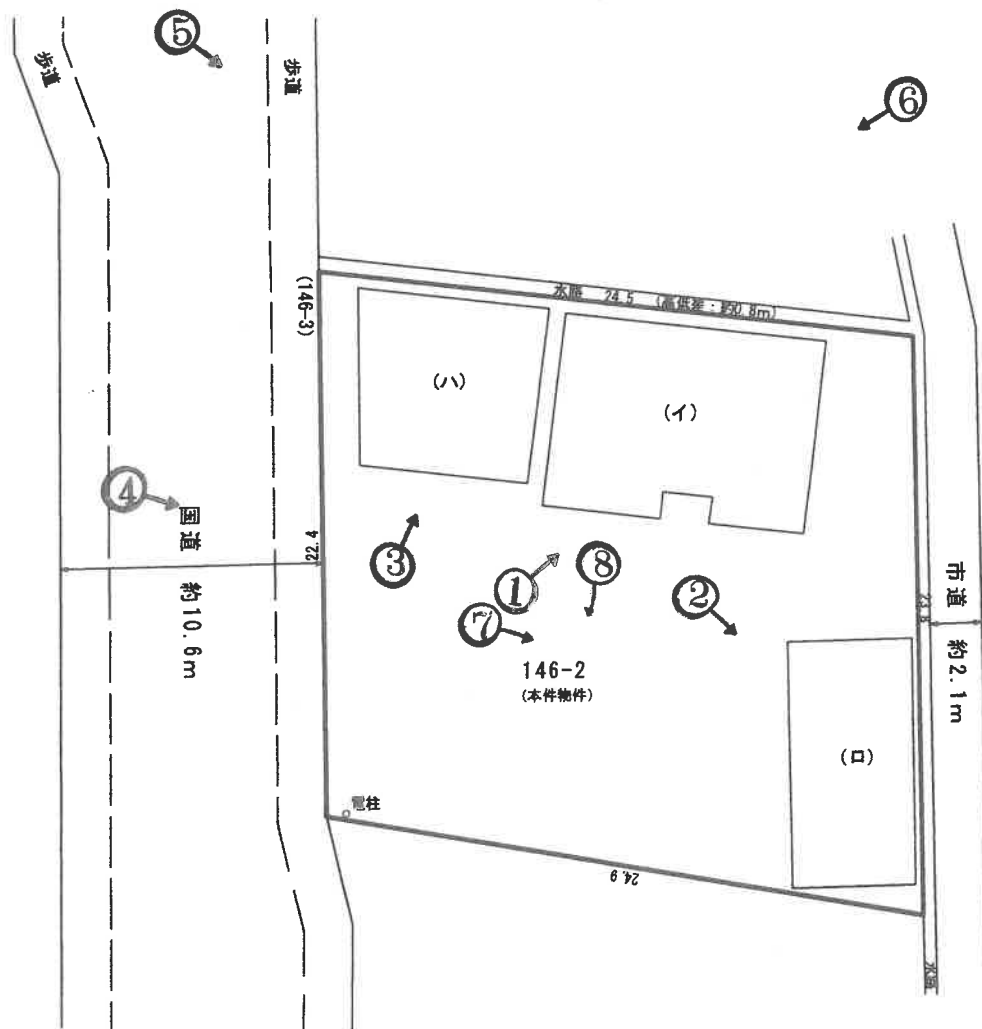
ただし、(イ)はポーチまで課税されているが、ポーチは外気分断性がないので、床面積から除外した。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年09月17日 11:15-11:35	奈良市役所	道路台帳閲覧、建築計画概要書請求、 地番図、家屋調査票、公課証明書請求
6年09月17日 12:20-12:30	奈良地方法務局	目的土地上に目的外建物の登記がないか確認、 登記事項要約書、地積測量図閲覧請求
6年09月30日 11:20-11:30	奈良地方法務局	差押登記確認
6年09月30日 15:00-15:15	物件所在地	物件及び占有確認、照会書投函、写真撮影
6年10月07日 11:30-12:00	物件所在地	立入調査、土地概測、写真撮影、評価人帯同
6年10月07日 : - :	執行官室	近畿運輸局奈良運輸支局宛車両照会書郵送
年 月 日 : - :		(6年10月21日奈良市農業委員会から回答書着)
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

所在 奈良市山町146-2



- (イ) 目的外建物：居宅（未登記）
木造かわらぶき2階建 1階：約83.6㎡ 2階：約33.5㎡
- (ロ) 目的外建物：事務所・倉庫（未登記）
軽量鉄骨造スレートぶき平家建 約51.7㎡
- (ハ) 目的外建物：倉庫（未登記）
鉄骨造スレートぶき平家建 約52.8㎡

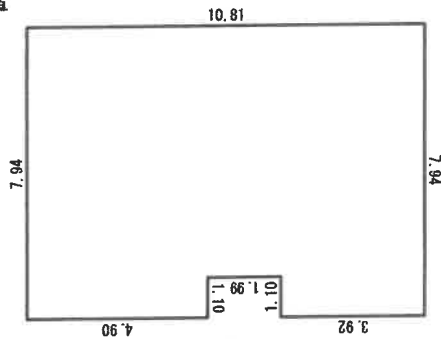


(←○ 写真撮影場所・方向)

※本図面は明示や立会に基づくものではなく、概測によるため専門家による実測とは異なる可能性があります。

床面積求積図

(イ) 1階



求積表

$$7.94 \times 3.92 = 31.1248$$

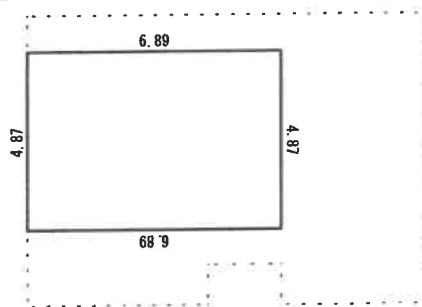
$$6.84 \times 1.99 = 13.6116$$

$$7.94 \times 4.90 = 38.9060$$

$$\text{合 計} \quad 83.6424$$

床面積：約83.6㎡

(イ) 2階

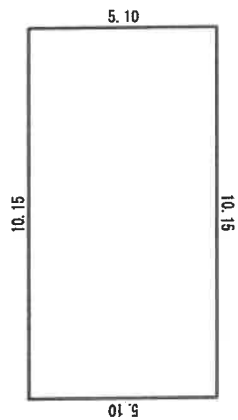


求積表

$$4.87 \times 6.89 = 33.5543$$

床面積：約33.5㎡

(ロ)

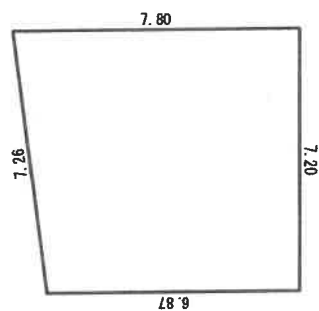


求積表

$$10.15 \times 5.10 = 51.7650$$

床面積：約51.7㎡

(ハ)



求積表

$$(7.80 + 6.87) \times 7.20 \times 1/2 = 52.8120$$

床面積：約52.8㎡

(イ)未登記目的外建物

①



(ロ)未登記目的外建物

②



(ハ)未登記目的外建物



③

目的土地全景



④

(イ)未登記目的外建物 (ロ)未登記目的外建物



⑤

(イ)未登記目的外建物 (ロ)未登記目的外建物



⑥

(口)未登記目的外建物



⑦

灯籠・石碑等の商品及び普通自動車が放置



⑧

令和6年 (ヌ) 第 13号
令和6年 10月7日 現地調査
令和6年 10月29日 評 価

奈良地方裁判所 御中

評 価 書

(土 地)

評価人 不動産鑑定士

土 井 元

第1 評価額

物件番号	評 価 額
1	金 4,130,000 円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類または品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 地 地 地 積	物件目録記載のとおり	特記事項記載のとおり
特 記 事 項			
①物件1土地の地積測量図が法務局に備付けられていないため、本件土地と思料される範囲を現地調査した結果、境界杭、鋳等が不詳であり、隣地境界も判然としなかったが、概ね附属資料の土地建物位置関係図のとおりとなった。 なお、登記面積より現況概測面積が大きい可能性があるが、上記のとおり隣地境界が判然としないため、本件評価においては登記面積を採用して評価する。 なお、正確な敷地境界及び地積については、専門家による測量が必要である旨、買受希望者は特にご留意いただきたい。 ②物件1土地の登記地目は田であるが、現況地目は宅地と認定した。 なお、奈良市農業委員会の回答によれば、本件土地の現況は非農地である。 ③物件1土地には下記未登記の目的外建物が存する。 (イ) 居宅、木造かわらぶき2階建、1階約83.6㎡ 2階約33.5㎡ (ロ) 事務所・倉庫、軽量鉄骨造スレートぶき平家建、約51.7㎡ (ハ) 倉庫、鉄骨造スレートぶき平家建、約52.8㎡ ④物件1土地上の目的外建物の一部に該当するものと思われる昭和46年の建築計画概要書（工事種別：増築）は存するが、検査済証の交付の履歴は見当たらなかった。 さらに、本件は市街化調整区域に位置するため調査を行ったところ、本件土地は上記建築時に農家住宅として農家判定を受けている履歴が存するようである。 買受希望者は上記の詳細な内容、再建築の可否等について、事前に確認し、了解しておくべき旨ご留意頂きたい。			

第4 目的物件の位置・環境等

・土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 桜井線「帯解」駅の東方約860m（道路距離） （別添位置図参照）	
付 近 の 状 況	国道沿いに一般住宅、農地のほか店舗も散見される地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制）	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化調整区域 — 60% 200% なし 屋外広告物規制区域 {第3種特別許可地域および第4種禁止地域 （国道169号東側区域）} 景観区域
画 地 条 件	地 積 間 口 : 奥 行 画 地 形 状 接面道路との関係	505 m ² （登記面積） 約22.4m : 約24m ほぼ整形 西側道路とほぼ等高に接面
接 面 道 路 の 状 況	西 側 : 幅員約10.6m国道（建築基準法第42条1項1号道路） ※ 東側に現況、水路を介して存する市道は建築基準法上の道路ではない旨の道路判定履歴が存する。なお、当該水路が道路区域に含まれるか否かは判然としなかった。	
土地の利用状況等	利 用 状 況 隣 地 の 状 況	居宅、事務所兼倉庫等の敷地 農地等
供 給 処 理 施 設	上 水 道 都 市 ガ ス 配 管 下 水 道	あり なし あり（接続の有無等詳細は不明）
土 壌 汚 染 等	閉鎖登記簿謄本を徴したが、過去に土壤汚染懸念施設が存在したと断定できず、古い住宅地図の昭和41年では農地、昭和45年では住宅、ソーコ等の敷地のように思われる。また、土壤汚染対策法に言う要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定もなく、水質汚濁防止法の特定事業場の届け出もない。現地調査したところも、土壤汚染を懸念すべき施設及び物品の存在は確認できなかった。しかし汚染の有無は不明であり、専門調査機関による土壤汚染状況調査を行わないと確定できない。	
特 記 事 項	①物件1土地の西側の一部は都市計画道路「奈良天理桜井線」（計画幅員18m、計画決定）予定地に含まれる。 ②奈良市農業委員会の回答によれば、物件1土地の現況は非農地である。 ③物件1土地の南西端付近に電柱が設置されている。 ④物件1土地内に灯籠・石碑等の商品、普通自動車が放置されている。	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

・ 物件1（土地）

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	基礎となる価格（円） (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ＝オ
1	54,900	0.97	505	0.80	21,514,000

ア 標準画地価格の査定（公示価格等からの規準）

地価公示地 奈良5-13

地価公示価格(円/㎡) 115,000 時点修正 100.8 / 100 標準化補正 100 / 100 地域格差 100 / 211 標準画地価格(円/㎡) 54,900
 $115,000 \times 100.8 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 211 \div$

◇ 時 点 修 正 : 地価公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : ない 1.00

◇ 地 域 格 差 : 街路条件 100 / 101 接近条件 100 / 100 環境条件 100 / 190 行政条件 100 / 110 格差率 100 / 211
 $100 / 101 \times 100 / 100 \times 100 / 190 \times 100 / 110 \div$

イ 個 別 格 差 : 都市計画道路予定地 0.97

ウ 地 積 : 登記面積

エ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

2. 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地利用権等価格を控除し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ=ウ(円)
1	21,514,000	0.60	法定地上権	12,908,000

イ 土地利用権等割合：

本件の場合、上記土地利用権等が成立するものと判断した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1オ) ア	土地利用権等 価格の控除 (円) イ(2①ウ)	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評価額 (円) (万円未満四捨五入、最低額1万円) (ア－イ)×ウ×エ×オ
1	21,514,000	12,908,000	1.00	0.80	0.60	4,130,000

ウ 占有減価修正：本件の場合、不要と判断した。

エ 市場性修正：目的外建物があること、動産類が多数放置されていること、隣地境界及び地積が不明確であること、地目変更を行う等然るべき措置を講ずる必要があると指摘されていること、需給動向等を考慮し、市場性修正率として0.80を乗じた。

オ 競売市場修正：

不動産競売手続きには一定の手続上の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者が事前に物件に立ち入ることができない場合があること、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、情報提供期間が短いこと等）が不可避免的に伴うこと、本評価が競争入札を前提とする売却基準価額の算定を目的としていること等を考慮した。

第6 参考価格資料

1. 地価公示価格 奈良5-13
所 在 : 奈良市神殿町698番1外
価 格 : 115,000 円／m²
位 置 : J R関西本線「奈良」駅 約2.1km
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 1,403m²
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 東15m県道
用途指定等 : 準工 (60、200)
地域の概要 : 店舗、営業所等の建ち並ぶ路線商業地域
2. 固定資産税評価額 (令和6年度)
 物件1 18,410,280円

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写し (A3→A4に縮小)
- 4 土地建物位置関係図

以上

物 件 目 録

1	所	在	奈良市山町
	地	番	146番2
	地	目	田
	地	積	505平方メートル



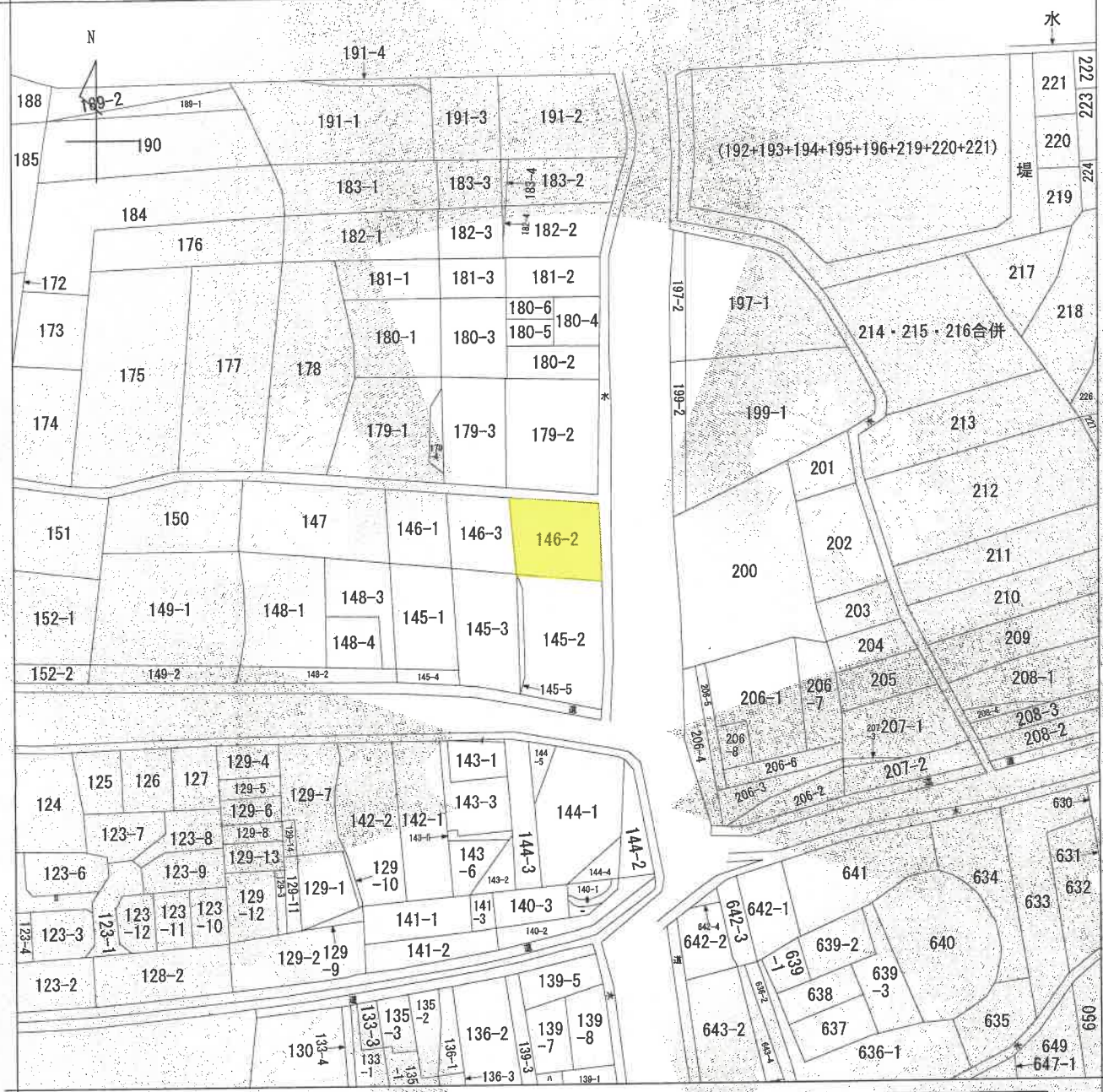


※国土地理院地図データ (<https://maps.gsi.go.jp>) を基に加筆・作成した。



※国土地理院地図データ (<https://maps.gsi.go.jp>) を基に加筆・作成した。
なお、対象不動産の概ねの位置を示したものであり、正確ではありません。

イ 143-4 ハ 139-6 ホ 140-5
ロ 123-5 ニ 140-4 ヘ 643-3



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	奈良市山町				地番	146番2			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面			
作成年月日				備付年月日(原図)		補記事項	旧土地台帳附属地図			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年10月1日
奈良地方務局

登記官

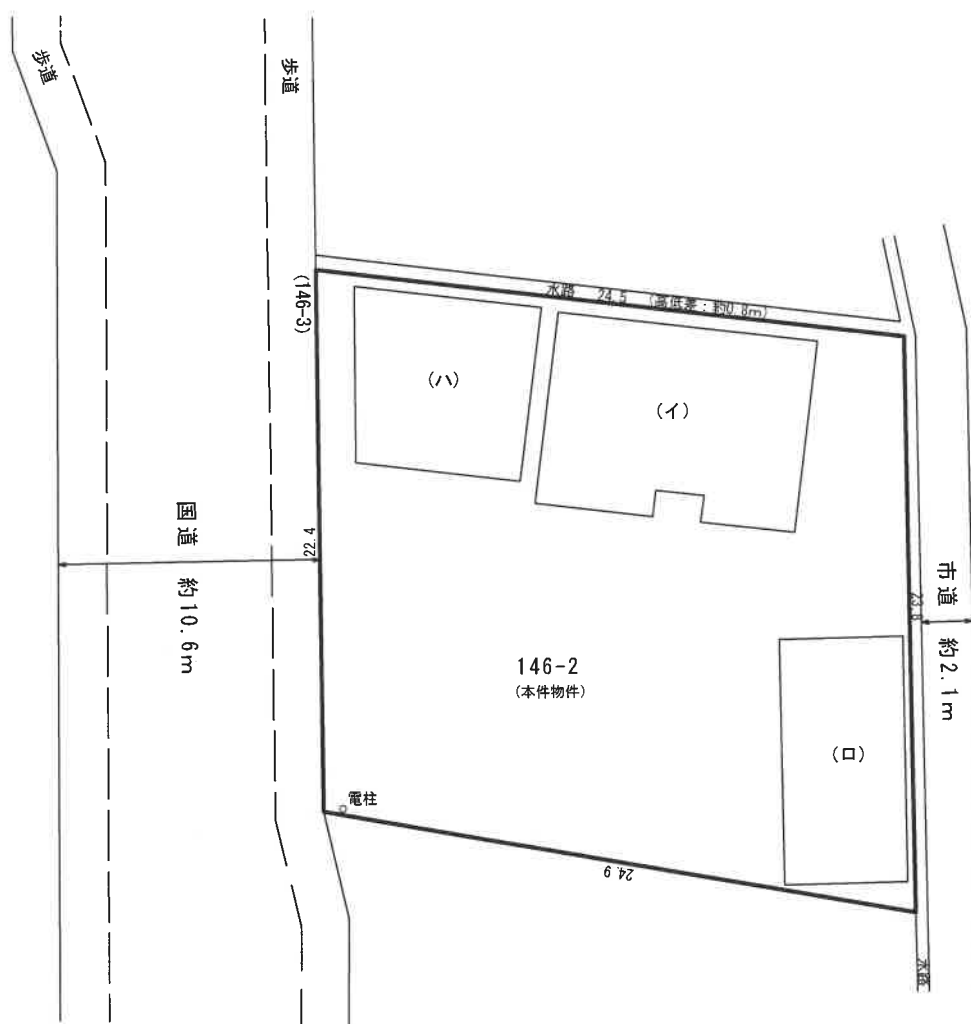
請求番号：5-1
(1/1)

A 4 版に縮小

公用

土地建物位置関係図

所在 奈良市山町146-2



- (イ) 目的外建物：居宅（未登記）
木造かわらぶき2階建 1階：約83.6㎡ 2階：約33.5㎡
- (ロ) 目的外建物：事務所・倉庫（未登記）
軽量鉄骨造スレートぶき平家建 約51.7㎡
- (ハ) 目的外建物：倉庫（未登記）
鉄骨造スレートぶき平家建 約52.8㎡



※本図面は明示や立会に基づくものではなく、概測によるため専門家による実測とは異なる可能性があります。